

感染症への備え

1. 職場のルール作り

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」(企業の方向け)を参照してください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html



上記には従業員の感染が疑われる場合の休業等の対応や職場復帰のタイミング、家族が感染した時のルール、緊急時の連絡網の整備と報告体制の周知など、多岐にわたる解説が網羅されています。中でも、予め社内規定を策定しておくことや、安全衛生教育を実施することは、企業の業態を問わず重要なポイントです。

今後、随時更新されていくことが予想されますので、定期的にチェックされることをお勧めします。

2. 準備する備蓄品

品類	品目
	体温計(予備含む)
	マスク(不織布製)※原則使い捨てとし、1人1日1枚で 60日(2ヶ月)分程度。
	うがい薬
	軍手、ゴム手袋(薄いものと厚いもの)
	ゴーグル(目からの飛沫感染防止)
	設備・器具用消毒薬(消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウム液)
	手指消毒用アルコール
	ビニール袋(使用済みのティッシュやマスクを密封して捨てる)
	衛生管理者用感染防護服一式
	薬品(一般常備薬)等
	解熱剤 ※15歳未満の子供はアセトアミノフェンのみ。
	胃薬・消毒薬(傷薬)・整腸剤など
冷却材(冷却枕・氷枕・水枕など)	
スポーツ飲料 ※粉末は備蓄に便利、発熱時の水分補給にもよい。ただし、下痢(脱水)の症状があるときは、経口補水液(梯大塚製薬、OS-1(オーエスワン))。	

トラック事業者における感染症対策【解説】

熱中症とマスク

★暑い季節は、ガイドラインに従い、熱中症対策を優先

ガイドライン第2版では、「気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する」としています。

*環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)



点呼とアルコールチェック ★正しい除菌と使用方法

手指や検知器をアルコール消毒した直後の測定で、誤検知が散見されています。そのため、アルコール検知器協議会では、『アルコール消毒⇒石鹸で手洗い⇒アルコール検知器の使用⇒再びアルコール消毒』という手順を薦めています。また、協議会ホームページにメーカー各社の検知器の正しい除菌方法についてのリンクがありますので、参考にしてください。



アルコール検知器協議会
 (<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>)



トラック運送事業者のための 新型コロナウイルス感染予防 対策マニュアル【概要版】

●新型コロナウイルス感染症の主な症状

- 咳が出る
- 息苦しい(呼吸困難)
- においを感じにくい
- 味がしない
- 強いだるさ(倦怠感)
- 平熱より高い体温が数日続く
- インフルエンザのような症状

上記のいずれかの症状がある場合は主治医、保健所、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、指示を受けてください。また、会社にも連絡しましょう。

厚生労働省コールセンター
 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
 受付時間 9:00から21:00 (土日・祝日も実施)

各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センターのページのまとめ (厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

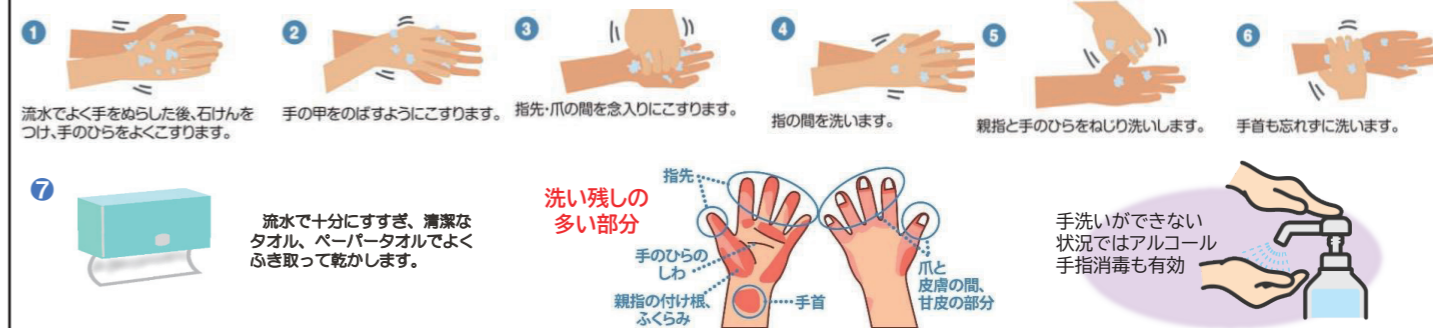


●日常での感染症予防

手洗い・アルコール手指消毒

手洗いの前に爪を短く切って、時計や指輪は外しておきましょう

厚生労働省ポスターより



手洗いのタイミング



自分の癖、習慣を意識する

咳エチケット
 咳やくしゃみをする時はマスク、ティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる
 手でおさえてしまったら手洗いをする



粘膜から感染しやすいので、汚れた手で目や鼻をこすらない



●新型コロナウイルスに打ち勝つ 免疫力を高める生活

- 十分な睡眠
- 栄養バランスの取れた食事
- 生活習慣病の予防に心がける
- 生活のリズムはなるべく崩さない



- 適度な運動
- 疲れ、ストレスをためない
- 笑い、ユーモアを忘れない
- 禁煙、節酒





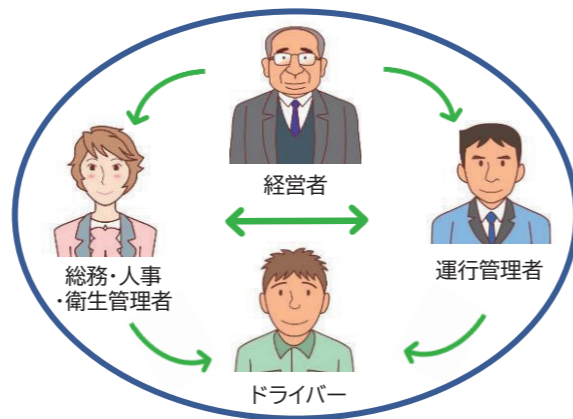
職場で行う感染症対策

●それぞれの立場で行うべきこと

ここでは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の

(http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html)

【3.講じるべき具体的な対策】を加筆編集し、職場にて求められている各役割と、状況における感染予防対策をまとめました。事業場により多少ケースは異なりますが、実践に向けての参考にしてください。



事業所(事務所内外・会議室・食堂・休憩室・トイレ)

- 入退出前後の手洗い、手指消毒とマスク装着の徹底(水道設備や石鹸、消毒液等設置)

- 一定数以上の入室を避け、座席は近距離や対面を避ける

- 1時間に2回程度、数分間換気する

- 喫煙室の換気徹底と3密を避ける

- 共有物品(テーブル・椅子等)や、手が触れる箇所の定期的な消毒

- 外勤時はラッシュを避け、出張は不要不急の場合は見合わせる

- 会議やイベントは極力オンラインで行う

- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインを参照し、労働時間の適正な把握や作業環境の整備などに配慮する

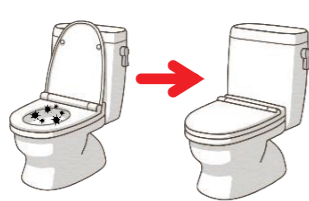
- 便器は通常清掃でよいが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒する

- 便器の蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すように表示する

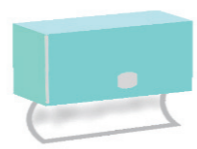
- ペーパータオルの設置や個人用タオルの持参



〈トイレ内の清掃と消毒〉



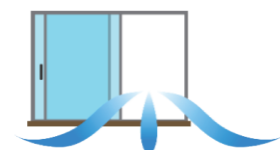
〈蓋を閉めて流す〉



〈ペーパータオルの設置〉

- 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等、感染予防対策を周知する

〈手洗い・手指消毒・マスク装着の徹底〉



〈1時間に2回程度の換気〉



〈定期的な消毒〉



〈3密禁止〉



〈最低1mあけ、対面は避ける〉



〈テレビ会議〉

〈周知ポスターの掲示〉



職場で行う感染症対策



点呼・運行中・荷役作業中・車両・設備・器具

● 点呼

- 対面点呼では、適切な距離を確保
- アクリル板、透明ビニールカーテンの設置及び、換気の徹底
- 運行管理者は自身のマスク着用と点呼前後の手洗いを行うとともに、ドライバーへは、感染予防対策(マスク・手洗い等)ができているかどうかの確認を行う



〈アクリル板等を設置〉

- 可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と体調の確認
- 発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする
- アルコール検知器の除菌、携帯型アルコール検知器の活用

● 運行中・荷役作業中

- 2名以上が同乗する場合は、マスク着用
- 書類・荷物の受け渡しには、マスクや手袋を着用し、相手先との直接接触を減らすように努める
- 高温・高湿度での荷役で、人と2m以上の距離を確保できる場合はマスクをはずす
- マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、周囲との距離を十分にとり、適宜マスクをはずして休憩し、こまめに水分を補給
- 乗務中に発熱・体調不良を認めた時は、運行管理者に連絡を入れ、運行管理者は乗務を中止させる



〈体温測定〉

〈人の距離が十分ある時は、マスクをはずそう〉

● 車両・設備・器具

- ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベータのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブルやパソコン等の事務機器の消毒
- 荷役機器や車両点検用工具など共有器具を使用した時は、こまめな手洗い、手指の消毒
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に密閉する
- 作業服のこまめな洗濯



〈共有設備の消毒〉

〈体調に異変が生じたら無理せず連絡〉



〈汚物に触れずビニール袋に密閉〉

〈作業服はこまめに洗濯〉

感染者が確認された場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う
- 速やかに地方運輸局等に連絡する
- 行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する
- 人権を配慮し、個人名が特定されないように留意する
- 感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについては、個人情報に配慮し、適正に取り扱う



感染者が確認されました

〈速やかに連絡〉